

湯沢町介護人材就職支援金支給事業

町内介護施設への入職を促し、介護サービス基盤の安定化を図るため、介護施設に初めて就職する方、又は、介護・看護関連の資格を持っていて介護施設に再就職する方を対象に、就職支援金を支給します。

◆支援金支給の対象となる方

支援金の支給対象となる方は、以下のいずれかに該当する方です。

- (1) 介護施設に初めて就職する方で、以下の支給要件のうち①、③及び④を全て満たす方
- (2) 介護施設に再就職する実務経験者で、以下の支給要件のうち②から④を全て満たす方

※介護施設とは、湯沢町内において、居宅（介護予防）サービス、居宅介護（介護予防）支援、地域密着型（地域密着型介護予防）サービス又は施設介護サービスを実施する事業所（福祉用具販売・貸与のみを行う事業所及びみなし保険医療機関・保険薬局を除く）をいいます。

※実務経験者とは、介護支援専門員、介護福祉士、看護師若しくは准看護師の資格を有する方又は介護福祉士実務者研修若しくは介護職員初任者研修の課程を修了した方であって、実務経験を有する方をいいます。

◆支援金の支給要件

- ①新規就職要件：介護施設で就労経験がないこと
- ②再就職要件：就職日前3か月以内に魚沼圏域の介護施設に在籍していないこと
ただし、運営法人の都合により退職した場合は、この限りでない
- ③就労要件：次に掲げる要件のいずれにも該当すること
 - ア 介護施設において介護サービスを提供する業務に従事していること
 - イ 介護施設の運営法人に直接雇用されていること
 - ウ 介護施設に継続して1年以上勤務する見込みがあること
 - エ 勤務時間が週32時間又は月128時間以上であること
- ④その他の要件：次に掲げる要件のいずれにも該当すること
 - ア 居住地の市町村税の滞納がないこと
 - イ 湯沢町職員でないこと
 - ウ 過去にこの要綱による支援金の支給を受けていないこと

◆支援金の額

20万円（申請は1人1回限り）

※本支援金は雑所得になります。必要に応じて所得の申告をしてください。

◆申請期間

令和6年3月29日（金）まで

※就職後6か月以内に町に申請してください。

◆申請窓口

〒949-6101

新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2877 番地 1 湯沢町役場福祉介護課（総合福祉センター内）

◆提出書類

【申請時】

介護施設に初めて就職する方

- (1) 湯沢町介護人材就職支援金支給申請書（様式第1号）
- (2) 介護施設勤務証明書
- (3) 市町村税納税証明書（居住地市町村で発行しています）
- (4) 本人名義の通帳の写し（提示でも可）
- (5) 本人確認書類（提示でも可）

介護施設に再就職する実務経験者の方

- (1) 湯沢町介護人材再就職支援金支給申請書（様式第2号）
- (2) 介護施設勤務証明書
- (3) 市町村税納税証明書（居住地市町村で発行しています）
- (4) 資格を有する方であることを証する書類の写し
- (5) 本人名義の通帳の写し（提示でも可）
- (6) 本人確認書類（提示でも可）

【就職日より1年後】

- (1) 介護施設勤務証明書

◆決定及び通知

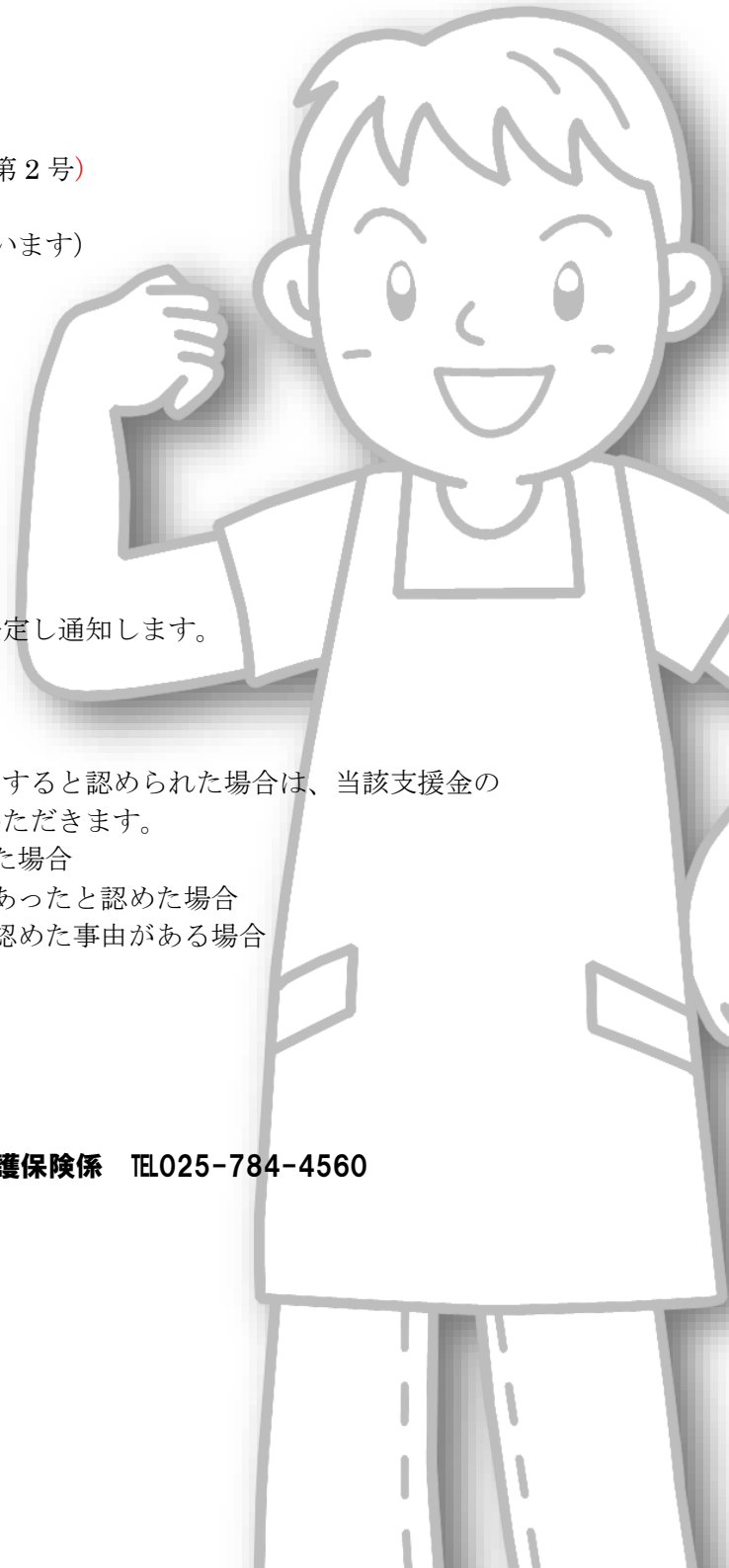
湯沢町介護人材就職支援金支給要綱により審査の上決定し通知します。

◆支給決定の取り消し・支援金の返還

この支援金の支給を受けた方で、次のいずれかに該当すると認められた場合は、当該支援金の支給決定を取り消し、支援金の全額を町に返還していただきます。

- (1) 就職日から1年以内に正当な理由がなく退職した場合
- (2) 支援金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったと認めた場合
- (3) その他町長が支給決定を取り消すことが相当と認めた事由がある場合

あなたの力を
貸してください！



問い合わせ 湯沢町福祉介護課 介護保険係 TEL025-784-4560